夕張市財政再生計画の説明等に伴う費用徴収等に関する要綱

第1 目 的

この要綱は、夕張市(以下「市」という。)が地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建計画による財政再建を経て、地方公共団体財政健全化法(以下「法」という。)に基づく財政再生計画(以下「計画」という。)の策定に至った経緯をはじめ、計画の策定事務の要諦となった事項や法の下での財政再建を行うために取り組んでいる具体の措置内容、地域再生に向けた取り組みなど、市が財政の再建を成し遂げていくために保有、蓄積している取り組み等について、真摯に行財政改革に取り組む他の地方公共団体等(以下「他団体等」という。)からの依頼に基づき、説明等の対応をする場合において必要となる事項を定めることを目的とする。

第2 他団体等に提供する取り組み等

- (1) 市職員が従事してきた計画策定事務の経緯や計画の取り組み等について、市が作成した資料に基づき、他団体等に対して説明及び資料配布を行うこと。
- (2)他団体等からの依頼に基づき、計画に関する調査等に回答すること。 ただし、依頼に対応する内容等を市のホームページに掲載している場合など、容易に対応で きるものは除く。

第3 説明等の機会

市の取り組み等に関し説明を行う日は、市が指定する月の第2・第4水曜日(ただし、定例市議会開催月の前月の場合は第2水曜日のみ)であり、かつ、市が指定する時刻に限るものとする。

ただし、臨時市議会等の日程により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかな場合やその他やむを得ない理由等により、当該指定の日以外に対応することが必要と認められる場合は、当該指定の日以外に追加又は振り替えて対応する。

第4 費用の徴収及び額

市は、計画に関する説明等を行ったときは、次の基準により、費用を徴収する。

(1) 他団体等に対して説明を行う場合

5名以下の一団体当たり15,000円。

ただし、説明の時間は1時間以内(質疑、意見交換を含む)とし、5名以上の団体においては1名を超えるごとに2、000円を加算する。

また、説明時間が1時間を超える場合は30分毎に3,000円を加算する。

(2) 他団体等からの調査等に回答する場合

1件につき2,000円

第5 費用徴収の方法

他団体等から徴収する料金は、説明及び調査等に回答した後に、市が納入通知書を発行の上、速やかに納付させるものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な手続き等は、市長が別に定める ものとする。

第7 施行期日

この要綱は平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。